

3 番 通告2番、3番議員 伊藤奈穂子です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず1項目め、「安心・安全なまちづくりについて」、質問いたします。

近年、モラルの低下と地域社会の希薄化が進み、悲惨な犯罪が増えてきております。ことしの夏に、大阪府寝屋川市で起きた中学1年生少年少女殺害事件では、防犯カメラの映像が決め手となり、犯人逮捕に繋がりました。このように、防犯カメラに録画された映像が決め手となり、犯罪の解決や抑止に繋がったというニュースを耳にすることが多くなりました。警察庁の警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関する研究会の報告によると、2009年12月、川崎で防犯カメラを設置したところ、2010年の刑法犯認知件数が2007年と比べて25.9%減少したというデータもございます。本町において、幸いなことに大きな事件は起こってはおりません。しかし、御殿場線駅周辺などでの不審者情報、または車上荒らしや空き巣などの被害が後を絶ちません。

そこで、町民の安心・安全のため、防犯対策として、犯罪抑制に効果のある場所に防犯カメラ等を設置することについてのお考えをお伺いいたします。

次に、AEDについて質問いたします。自動体外式除細動器、すなわちAEDは、平成16年7月、厚生労働省からの通知により、医療従事者でない一般市民の使用が認められました。今日では誰でもが安心して除細動を行うことができる機器として、公共施設や民間企業等、人が多く集まるところを中心に設置されております。総務省消防庁が発表した平成26年版消防白書によると、平成25年中に一般市民が目撃した心原性の心肺停止症例のうち、一般市民により応急手当が行われていた1万3,015件に対し、1カ月の生存率は14.8%、1カ月の社会復帰率は10.7%となっております。さらに、応急手当が行われていた1万3,015件のうち、一般市民がAEDを使用し除細動を行った症例は907件あり、そのうち1カ月後の生存率は50.2%、1カ月後の社会復帰率は43.1%と高い確率で尊い命が救われてきています。

本町においても、AEDの設置場所は、公共施設はもちろん、民間企業等にも設置されており、普及が進んできております。しかし、以前、夜間の部活動中に倒れた生徒に対し、AED保管場所の校舎が一部を除いて鍵がかかっていたためAEDが活用できなかったという他県のニュースを耳にいたしました。このような悲しい事故が今後あってはならないと考えます。

心肺停止症例は、いつ、どこで起こるかわかりません。そこで、公共施

設等に設置されているAEDを24時間利用できる仕組みを作ることが必要であると思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、「障がい児施策の充実について」質問いたします。

本年4月より、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度がスタートし、大井町子ども・子育て支援事業計画が策定されました。計画の基本理念として、「すべての子どもと親がのびやかに育ちあえる町づくり」とあります。誰もが子育てしやすい環境を整備することは大切なことだと思います。特に障がい児施策の充実は今まで以上にきめ細かい支援が必要であると考えます。

そこで、一つ目といたしまして、発達障がいの早期発見と発達障がい児に対する早期支援の方策についてお伺いいたします。

二つ目といたしまして、この計画には、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携とありますが、具体的な内容についてお伺いいたします。

以上、登壇しての質問といたします。

町長 通告2番、伊藤奈穂子議員の安全・安心なまちづくりについて、2点、障がい児施策の充実について、2点頂戴しておるところでございます。

まず1点目の御質問でございますが、町の防犯灯の、町民の安全安心のための防犯対策として、犯罪抑止に効果がある場所に防犯カメラ等を設置する考えはあるかとの御質問でございますが、まずは防犯に対して私が一つ言わせていただきたいことは、いろいろな事件、悲劇な事件が起きます。しかしながら、余りにもそれに対して無防備じゃなかろうか。夜間、女性だけで、8時過ぎ、9時過ぎに平気で町の中を歩くということが問題じゃなかろうかなと思いますし、小田急あたりを11時半ごろ利用しても、学生服の女子高校生が乗車している姿を見ますと、我々の高校時代と大きくさま変わりしたなと思いますし、塾等、夜間行くのであれば、保護者が当然送り迎えするということが普通じゃなかろうかなと思いますし、我が国では、治安がいいから、子どもたち同士で小学校でも中学校でも通学をしておりますけれども、ヨーロッパあたりの先進国に行きますと、もう保護者が、小学生の場合は送り迎えするというのが保護者の義務であるわけでありまして、そういう点からしますと、我が国ではある面では治安のよさに我々はずっとその中で過ごしてきているというようなことでございますし、まずは己自身が犯罪に巻き込まれないにはどうしたらいいのか、夜間歩くのであれば、懐中電灯を持って歩くとか、そういうようなことが、まずは自らが自らを守るというようなことは、防犯対策の上

で一番私は必要なことじゃなかろうかなと。二つ目が、地域のいろんなそういう整備じゃなかろうかなと思うわけでございます。

そのような中で、毎年7月に、各自治会に対しまして設置要望箇所の要調査を行い、警察と防犯指導員で現地確認等行いまして、公共性及び防犯上、必要であるかなと考慮した設置場所において決定された箇所において、予算計上し、防犯灯を設置したりしておるわけでございます。それらの中で、町で設置しております防犯カメラにつきましては、総合体育館、各町内の小中学校において、施設管理の観点から設置をしているというような状況にあるわけでございます。これらは、学校施設内の器物破損行為が続いた際に、犯人特定の手がかりにするために設置した経過があるわけでございます。議員おっしゃるとおり、犯罪防止の観点を含め、道路等、公共空間を撮影するために設置し、犯罪抑止にも効果があることは認識しておるところでございます。まずは防犯灯を設置することで、町民の安全対策を図ってまいりたいというようなことはおっしゃるとおりで、しかしながら、現在、国・県で防犯カメラに係る補助金制度を検討している動きもあるわけでございます、そのような状況等を注視して、町もそういう制度があればそのような対応をとっていただけるのかなというように考えております。

毎年町村会に、県警本部から来まして、防犯灯を設置してください、防犯カメラを設置してくれというような要望があるんです。何で警察が言うかということ、犯罪を検挙するために防犯カメラをつけろと言うのです。だから警察がつけばいいじゃないかと我々はいつも言うんですけれども、警察がつけろつけろというのだから、てめえたちが利用するために我々自治体につけろと。それと同時に、どこまでカメラが今、あんなについていると、プライバシーと皆さんよく言われるけど、プライバシーの侵害になるんですよ。ですから、自分の庭だとか、自分の駐車場だとかというようなことをするためにつけるのは、私はいいかと思いますがけれども、行動を撮るなんていうことは、皆さん方、国民のみんなプライバシーを守ろうと言っている中で、私は逆行することにもなるんじゃないかなというようにも思います。私自身も、自分の家庭を守るには防犯カメラを設置したいと考えております。

ある面では、防犯カメラを設置することによって、犯罪の抑止、犯罪の検挙に効果があることは事実でございます。これらは今後、東京オリンピックに向けてもいろいろ国でも考えているようでございますが、どこまでカメラを設置したらいいのかと、これは我々国民も考えなければいけない問題じゃなかろうかと。ただ犯罪だけじゃなくて、国民行動全てを監

視されるというようなことにも、私はなりかねないんじゃないかと思っています。

２点目の御質問でございます。ＡＥＤの問題でございます。

現在、町では、役場庁舎を初め、教育施設など18の施設において、22台のＡＥＤを設置しております。これら各施設において、突然心肺停止等の事案があった際に、消防署へ通報し救急隊が到着するまでの間、救命講習を受講した者がＡＥＤを効果的に使用して救命措置を行うことにより救命率を向上させ、その後社会復帰の促進を図ることを目的として設置しているわけでございます。そのため、職員も定期的に救急救命講習を受講し、事案発生の際にはＡＥＤを適正に使用して救命措置ができるよう、万が一に備えている状況にあるわけでございます。

議員御質問の「24時間できる仕組みづくり」というようなことですが、各施設のＡＥＤの管理面を考慮しまして、建物の中に設置しているという状況でございます。役場、庁舎においては、夜間・休日においても当直者がいますので、24時間使用することは可能ですが、その他の施設ではそれぞれの施設が開いている時間帯のみ使用できるというような状況になっているわけでございます。日本救急医療財団による「ＡＥＤの適正配置に関するガイドライン」では、ＡＥＤの効果的・効率的な設置場所として、人が多い場所、スポーツが行われる場所、救急隊到着までに時間を要する場所に加えて、心停止を目撃される可能性が高い場所ということでございます。これは心停止者がいても周りに目撃された救命措置を施した者がいなければＡＥＤの設置効果は、でき得ないわけでございます。各施設、開いていない時間帯には、基本的に施設内には心停止に至る人や救命措置施す人もいないものという考えから、ＡＥＤの使用ニーズもないものという考えを持っているわけでございます。各施設の周辺での事案発生の際に使用できるよう、屋外への設置も考えられるものですが、ＡＥＤの屋外設置に係るコストや機器の管理、さらには防犯を含む施設管理の面などを考慮しますと、屋外への設置は、今の時点では考えることはできない状況にあるわけでございます。

したがって、現時点では現在の設置形態を維持していこうというようなことですが、特に、体育館の開放等もやっておりますので、それらへの対応ができるようなことは考えていく必要があるんじゃないかなと思うわけでございます。

ＡＥＤもこれだけ設置して、更新したりしているわけですが、過去に町でも一度使ったというようなことですが、残念ながら、使ったのですがそれ以上のいい効果のほうが上がらなかったというのが

残念なことでございます。このような対策というのは、していかなければならないわけですが、どこまでしておくかということは、ある面で限度があるというようなことも認識していただければと思います。そのような中で、効果的な設置と、また一朝有事があったときにきちんと使えるように、そんなことを考えながらやっておるような考えでございします。

「障がい児の施策の充実について」というようなことでございます。

発達障害支援法では、児童の発達障害の早期発見について、第5条で、「市町村は、母子保健法第12条及び第13条に規定する健康診査を行うにあたり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。」と定めており、本町では、乳幼児健診を発達障害の早期発見の重要な時期と捉え、母子保健法の第12条に基づき、1歳6カ月児健康診査及び3歳児健康診査を、また第13条に基づき3カ月健康診査を実施しておるものでございます。この1歳6カ月児健康診査及び3歳児健康診査は、厚生省児童家庭局通知「乳幼児に対する健康診査の実施について」に、その目的、種類、項目等が定められており、これらの検診を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅延等の障害を持った児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、虫歯の予防、幼児の栄養及び児童に関する指導等の実施が目的とされております。乳幼児健康診査において、精神発達の状況、言語障害の有無、育児上問題となる事項など、発達障害の適格審査を行ってきたところでございますが、発達障害者支援法の規定や新たな科学的見地等を踏まえ、乳幼児健康診査等において、発達障害に適切に対応することが求められております。

この発達障害者支援法における発達障害の定義は、「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と規定されており、発達障害者とは、「発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける18歳未満のものをいう。」とされております。1歳6カ月児健康診査及び3歳児健康診査において、明らかに発達障害が認められる子どもには、障害福祉サービス受給者証を使用しながら利用できる療育期間へつなげる支援を行っております。また明らかな発達障害が認められないものの、発達の支援を必要とする子どもにつきましては、1歳6カ月児及び3歳児健康診査後のフォロー教室や、親子相談事業等で支援を行っており、より支援を必要とする子どもにつきましては、足柄上郡5町で実施

しております足柄上郡地域訓練会「ひまわり」につなげる体制となっております。そのほかに、障害児及び療育担当者を対象に、神奈川県立総合療育相談センターの専門スタッフ、これは医師、理学、作業、言語療法士等が地域に出向きまして、相談助言、発達評価、リハビリなどの療育支援を行う巡回リハビリテーション事業を実施しております。また就学児につきましても、各事業を通じまして、早期に支援が開始できるよう取り組んでおります。

しかしながら、御質問でございます、平成27年3月に策定いたしました「大井町子ども・子育て支援事業計画」には、障がい児施策の充実を挙げており、今まで以上にきめ細かな支援が必要となります。そこで、現在設置しております「子どもの健康づくりネットワーク推進協議会」において、新たな「子育て支援部会」を立ち上げ、関係機関が連携を深め、子どもへの支援とともに、その保護者への支援についても検討していきたいと考えております。

なお、近年の母子保健の現状といたしまして、医学の進歩により、低出生体重児の出生の増加や、複産数の増加、在胎週数35週未満の出生の増加があり、発達障害のリスク・要因を持つ子どもが多く出生される傾向にあります。これらにつきまして、従前より実施しております新生児訪問や相談事業等を通じ、子どもや保護者にアプローチを行い、早期発見・早期支援に努めてまいりたいと思います。

近年では、問題を抱えて生まれてくる子どもが多くなっているというようなことは、我々が母子ともに母子の健康というものがまた生活というものが大変重要になってきつつあるんじゃないかなろうかなというように思うわけでございます。食生活がこれだけ豊かになったとは言え、この食生活がいいのかどうかということも、後年検証されることに私はなってくるんじゃないかなろうかなと。余りにも問題を抱える子どもたちが多くなり過ぎているというのが実情にあるかと思えます。

2点目の御質問でございますが、町では幼稚園巡回訪問を年2回実施しております。この事業は、3歳児健診事後フォロー教育に参加した子どもについて、その後の成長を見守るため、保健師が各幼稚園を訪問して、担任の先生と会議を実施するものでございます。また、教育委員会主催の事業になりますが、3歳児健診事後フォロー教室、足柄上郡地域訓練会「ひまわり」、幼稚園、保育園のスタッフが集まる連絡会議を年1回開催しております。この会議により、関係機関が支援を必要とする子どもの情報を共有し、よりよい支援を検討しながら協力しております。さらには、小学校入学に際し、就学時健康診断を実施し、対象児童の心身の健康状態

を把握し、健康上問題がある場合、適切な就学指導を行っております。また、医師、児童相談所担当職員、特別支援学校教育諸学校教員を始め、町内小中学校の教員、保健師などの関係者で組織する就学指導委員会を毎年開催し、就学する子どもの処遇検討や情報交換をする中で、必要とする支援がスムーズに行えるよう、連携を図っております。

このように、既存事業において、関係機関で連携を図っておりますが、先ほど述べさせていただいたとおり、「子どもの健康づくりネットワーク推進協議会」において、新たに「子育て支援部会」を立ち上げ、関係機関とより一層の連携を深め、子どもへの支援とともに、その保護者への支援についても検討していきたいというように考えております。この部会を通して、発達支援を必要とする子どもへの早期支援の体制をより見直し、よりよい体制を確立して、子どもの成長を見守っていききたいというような考えでございます。

しかしながら、非常に残念なことは、いろんな課題を持ってお生まれになった子どもさんは年々増えているわけですが、その保護者はそれを真正面から受け入れることができないというところが、一番の私は課題じゃなかろうかと。そして、年齢の低い時期からきちっとした、いわゆる療育だとかというようなことを重ねていうと、いわゆる改善するようなものもあるわけですが、保護者が自分の子どもさんの問題だとか障害だとかあるところ、向き合えない保護者が年々多くなっている。私がもし保護者であれば、我が子は正常である、そう思いたくなるのがまた親の気持ちであろうかと思いますが、非常にこの辺のところが、非常に問題もあるわけですが、そんなことが子どもさんのかえって療育、またいい方向に向かうものを阻害している面もあるわけですが。この辺のところは、素直さをどうあれするかというようなことが、将来に課題解決、障害を小さくする一つじゃ私はなかろうかと思うわけですが、この辺のところが非常に難しい課題でございますし、小学校に上がってもなかなかこの辺のところに向き合えない保護者がいらっしゃるというようなことが実情で、教育現場、また子育て現場も苦労しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

3 番 御答弁いただきましたので、再質問させていただきます。

まず防犯カメラについてなんですけれども、ただいまプライバシーの問題または予算の問題ということで、いろいろ課題があるという御答弁でございました。確かにプライバシーに関しましては本当に慎重に進めるべきであると私も思っております。昔は監視カメラとしての意味合い

が大きかったのではないかなと感じるところですが、最近では防犯カメラ、防犯という意味での認識に変わってきているのかなというふうにも思います。

実は以前から、相模金子駅前公園に、防犯カメラの設置を希望するという声を幾つか伺っております。何か起きてからでは遅いと思います。犯罪抑止の有効な手だてとして、近隣の自治体でも防犯カメラを設置するに当たり補助金をというような自治体も、少しずつではありますが増えてきておりますので、本町におかれましても、そのようにお考えがあるかどうかをお伺いいたします。

防 災 安 全 室 長 議員おっしゃる相模金子駅周辺で防犯カメラ等の要望ということなんですけど、まず町のほうにしてみても、その防犯カメラの設置の要望というのは承っていないというのが現状であります。ただ、承っていないということだけではなく、先ほどの町長のほうの答弁でもありましたけれども、今後、2020年のオリンピック・パラリンピック、また2019年のラグビーのワールドカップに向けて、国のほうも防犯体制ということで、国・県の補助という形で、防犯カメラの設置促進のほうを検討している動きもありますので、そちらのほうの情勢も見つつ、町のほうでも今後、地域の声も聞いた上で検討してまいりたいと思います。以上です。

3 番 補助金制度が動きがあるというふうに今お伺いいたしました。実は私も、以前から、県の補助金になりますが、自主防犯活動団体対象の県の補助金というのがあると思うんです。こちらのほうの、大井町では実績がないのかなというふうに思いますが、お問い合わせや、例えば情報を自治会のほうに提供するとかという実績が大井町でもあるのか、問い合わせがあるのか、その辺をお伺いいたします。

防 災 安 全 室 長 確かに県のほうの取り組みで、そのような地区を限定しまして、モデル的に取り扱っていることは事実でございます。ただ、もともとの動きとしましては、商店街ですとか、そういう人がたくさん集まるようなところが一つの防犯組織といいますか、防災でいえば自主防災みたいな形の中で、手を挙げていただいてそういうものを活用できるというような形になっていきますけれども、今現在では、神奈川県の中でも、横浜ですとか川崎ですとか、大都市圏のところが中心としてモデル地区のほうも指定してやっておるんですけれども、ほかから余り手が挙がっていないということで、それも含めて、今後、周知のほうをかけて、県のほうの取り組みのほうも強化するということを、関係課長会議のほうでも県の担当者のほうも、来年の予算に向けてという形の説明でしたけれども、そのような動きがあるということなので、町のほうもそこにおくれをとらず対応はしていきたい

と思います。以上です。

- 3 番 では、そちらのほうはぜひとも参考にしていただいて、いい方向にいくように、私も願っております。

先ほど町長の答弁でもございましたが、まずは、私も、町民一人一人の意識の向上というのが大事なのではないかなと言っております。その上で防犯対策ということで、防犯カメラを提案させていただきました。事件や事故は都会でなくても起こります。防犯カメラを設置することで、犯罪の抑止にはなりますが、完全に予防できるわけではありません。まずは犯罪を許さない、地域の安全はみずから守るといった防犯意識を持ち、地域のみんなで犯罪が起きにくいまちづくりを進めることが大事だと私も思います。

そこで、夜間、御家庭の玄関灯や門灯を点灯させて、町を明るくする運動ということで、1戸1灯運動というのがあるんですけども、この運動を推進してみてもどうかと思いますが、お伺いいたします。

町 長 我々がCOP21をやったりいろいろした中で、環境に配慮しようというようなこともやってるんです。それで、私は、明るくすることも確かに必要かもしれません。しかしながら、それは環境へ負荷をかけるわけです。植物が影響を受けるわけです。そういうふうな観点で考えると、何でも明るくすればいいではなく、寝るときは寝る、明るいときに動けばいいわけであって、夜間は懐中電灯なりなんなりを持って歩くことが、私はこれが正常じゃなかろうかなと思います。確かに明るくすることはいいことかもしれない。しかしながら、片や、私たちは環境を守りましょうよ、世界のCO₂の削減を減らしましょうよと言いながら、片っぽでどんどん電気をつけるというのは、これは矛盾することありますので、その辺との関係性をうまくしながら明るくしていくことは、私はやぶさかじゃなかろうかなというふうに思いますもので、それぞれの家庭での考え方もありますし、我が家でも自動的に夕方になればついて、10時を過ぎたら消えるあれもありますし、手動式でつけたり消したりして夜間点灯していて、10時ごろになったら消す街灯もありますし、そういうような中で、それぞれがやるべきことじゃなかろうかなと、そういうようなことを考えております。

- 3 番 まずは自分の身を守るというところは、意見は同じなんですけれども、ただ明るくするだけというわけではなく、犯罪を抑止するという意味での提案でございますので、そのあたりは、どちらをとるのかということになるかもしれませんが、バランスのとれた形での推進ができればいいのかなと思います。

今後課題はいろいろあるとは思いますが、御答弁のように、防犯カメラの必要性も増してきている中で、町民への意識啓発とともに、本町としても

先進事例を調査・研究されて、安心・安全なまちづくりのために前進されることを期待いたします。

次に、AEDについて質問させていただきます。

先ほど、24時間利用できる公共施設は役場庁舎のみということでした。屋外に設置することは考えていないという御答弁でしたが、小学校や中学校では夜間のグラウンドを利用してスポーツをする子どもや町民の方が大勢いられます。万一の事態が発生した際に迅速にAEDを使用できる、24時間365日使用できるような環境を整備していくことが大事だと思います。皆様の命を守る安全・安心の確保のために、屋外設置、今いろいろといいものが出ておりますが、屋外設置をもう一度考えていただきたいと思いますので、再度お考えをお伺いいたします。

総務安全課長 AEDの屋外設置という御質問でございますが、ほかの自治体で屋外の設置のボックスを利用して設置されているところもございますが、まずそれを設置するためには、AEDというのは精密機械でございます。そのため、風雨や高温などから守るため、専用のボックスが必要になります。こちらの設置コストが大分かかるということで、専用機になりますと10万から高いものと35万ということで、AEDの本体の価格と同じようなぐらいになってしまうようなことということで、まずこの辺のコストが問題となります。

また、いつでも誰でも使えるようにというためには、そのボックスにも施錠ができないということから、人為的にいたずらだとか、盗難だとか、そのようなリスクも発生するということから、AEDの管理者については毎日チェックをするなど、そのような管理コストが非常にかかってくるということがございます。さらに、教育施設等では、防犯のため、夜間、門扉やフェンスに施錠を通して、中に入れないようになっておるということで、それらを使うことになれば、その辺の施錠等も外さなきゃいけないということで、施設全体の、防犯上、大きな問題があるということになります。

したがって、このようなことから、先ほど町長の答弁でありましたとおり、屋外の設置につきましては慎重にならざるを得ないということでございます。以上でございます。

3 番 いろいろ課題があるというお話でございます。それでは、24時間という考えますけれども、今の現状、今、22機が町内に設置してあるということでございます。その22機の中では、施設設置ということになっておりますので、例えばイベントなど、マラソン大会などを行ったときに、子ども会の、例えばですけれども、行事でバスを利用したときなど、貸し出し用

にAEDを備品として配備するというお考えについてはいかがでしょうか。

総務安全課長 確かに、埼玉県の新座市などは、市が主催や共催、後援、協賛する行事や、市内の、市民が主催する、市民を対象として、この辺に貸出条件として救命講習の受講者がいるとか、同伴するとか、そういうような場合には貸し出すようなシステムをとっておるというような事例がございます。これにつきましては、今後検討する余地があるのではないかと考えております。以上でございます。

3 番 それでは次に、発達障害の早期発見と発達障害児の早期支援について、質問させていただきます。

今現在、大井町の小中学校の児童数は、5月1日現在で1,629名であり、平成24年度の文部科学省の調査では、公立の小中学校に通う児童・生徒の6.5%が、学習面や行動面で困難を抱えているという発表がございました。それを踏まえまして、この6.5%というのを大井町に当てはめてみますと、大体約100名前後の発達障害児の疑いの可能性がある子がいられるということです。先日調べさせていただいた、特別支援学級に通っている数も18名いらっしゃいましたので、その数を引きますと、大体約88名になります。この88名というのは、適切な支援が受けられていないグレーゾーンの方なのかなというふうに私は推察するんですけども、先ほど、ひまわりさんとの連携ということでございました。この88名の方全員がひまわりさんに行くということは可能性的には不可能かもしれませんが、ひまわりさんに対して、今後の方向性や取り組みなど、ございましたら伺いたします。

介護福祉課長 ひまわりの関係でございますけれども、ひまわりにつきましては、就学前というところでの受け入れを行ってございます。それで、上郡の5町で構成します協議会の中で、今の福祉施策の改革ですとかそういったものを踏まえて、今後、今のルール体制よりも医療発達支援、センター機能を持った、そうした事業へ展開していくことが、専門的な見地からもよろしいんではないかというようなことで、このひまわりにつきましては28年度末をもって閉所させていただくと。その後、そういったセンターへの移行を図っていくということでございます。

それにつきまして、いろいろ、そうしたら障害の明らかでないお子さんに対してどうするのかという問題がございますけれども、その辺はまた子育てのほうと部会等を介しまして、より手厚く支援をできるようにとところで検討してまいりたいと思いますし、また、町長が言われたとおり、保護者のケアといいますか、障害が明らかだという話になっても、

なかなかそれを認め、受け入れられないというところ、そういった方々を
どうしていくのかと、その辺が一つ大きな課題だなというふうに思っ
てございます。以上です。

議

長 以上で3番議員 伊藤奈穂子君の一般質問を終わります。